

## 米国株式自動配分戦略ファンド(愛称:ゴールデン・ロード)

【商品分類】 追加型投信／海外／資産複合

【設定日】 2023年2月27日

【決算日】 原則、2月24日

## 運用実績

## 基準価額および純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 18,218円 |
| 純資産総額 | 73.96億円 |

※ 基準価額は、分配金控除後です。

## 期間別騰落率

|        | 当ファンド  |
|--------|--------|
| 過去1ヵ月間 | -1.26% |
| 過去3ヵ月間 | 7.65%  |
| 過去6ヵ月間 | 3.95%  |
| 過去1年間  | 17.50% |
| 過去3年間  | 55.99% |
| 過去5年間  | -      |
| 設定来    | 82.18% |

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

## 分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

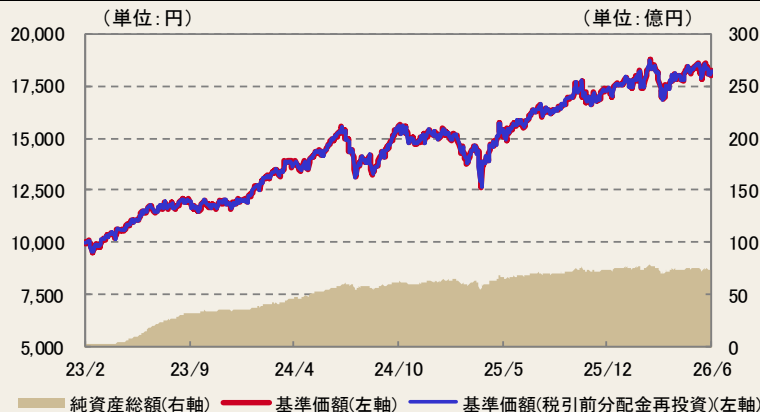
|          |    |
|----------|----|
| 2024年02月 | 0円 |
| 2025年02月 | 0円 |
| 2026年02月 | 0円 |
| -        | -  |
| -        | -  |

設定来累計 0円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

## 基準価額・純資産の推移

2023/02/27～2026/06/30



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

## 構成比率

|                           | 純資産比   |
|---------------------------|--------|
| 米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け) | 98.90% |
| SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド  | 0.62%  |
| コール・ローン等                  | 0.48%  |

## 投資信託証券:米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)

本項目は、パークレイス投信投資顧問株式会社が作成したデータを掲載しております。

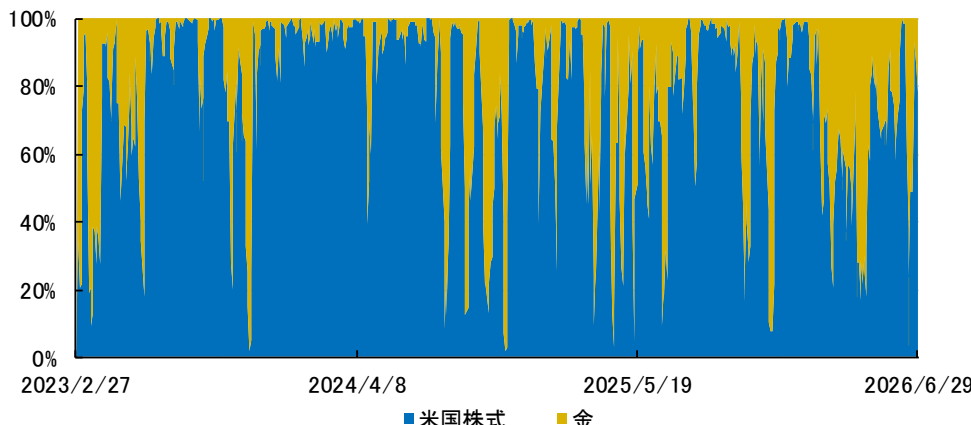
## 投資資産比率

|        | 2026年5月 | 2026年6月 |
|--------|---------|---------|
| 投資資産全体 | 100%    | 100%    |
| 米国株式   | 63.97%  | 54.81%  |
| 金      | 36.03%  | 45.19%  |

※ 担保付パフォーマンス連動債券への投資および担保付スワップ取引(実際に対象資産を保有していなくとも、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引)への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用にて実施。

## 投資資産比率の推移

2023/02/27～2026/06/30



※ 担保付パフォーマンス連動債券への投資および担保付スワップ取引(実際に対象資産を保有していなくとも、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引)への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用にて実施。

## 米国株式自動配分戦略ファンド(愛称:ゴールデン・ロード)

### <ご参考>

#### 米国株価指数の推移 2023/02/27～2026/06/30



出所: Bloomberg

#### 金価格の推移 2023/02/27～2026/06/30



出所: Bloomberg

### ファンド運用概況

#### ○市場動向

米国株式市場は、下落しました。上旬は、米雇用統計が市場予想を上回り、米国の利上げ観測が高まったことや、トランプ大統領がイランへの攻撃再開を示唆し、中東情勢が緊迫化したことなどから株価は下落しました。しかし、中旬には中東での和平交渉が大きく進展し、米国とイランとの間で戦闘終結に向けた暫定合意に至ったことで、株価は急反発しました。下旬には、韓国当局が同国の半導体企業に投資するレバレッジ型ETFに対する規制を検討する動きが見られたことで、米国の半導体関連企業の株価も一部調整しましたが、月末にかけては下落した銘柄に対する買戻しの動きも見られ、下げ幅は縮小しました。

金価格は、強い米雇用統計や根強い消費者物価の高止まりを背景にFRB（米連邦準備理事会）の追加利上げ観測が強まり、米ドル高も重しとなって軟調に推移しました。

ドル円相場は、円安ドル高となりました。

#### ○運用経過

当ファンドは、主要投資対象であるパークレイズ投信投資顧問が運用する「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」投資信託証券の組入比率を高位に保ちました。同投資信託証券では、担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）への投資および担保付スワップ取引（米ドル建て）への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用を通じて、米国株式指数および金へ投資を行いました。

当月のパフォーマンスは、円安がプラスに寄与したものの、米国株式自動配分戦略内での株式や金下落がマイナスに寄与し、ファンド全体でマイナスとなりました。

#### ○今後の運用方針

引き続き、同投資信託証券の組入比率を高位に保つ方針です。同投資信託証券においては、担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）への投資および担保付スワップ取引（米ドル建て）への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用を通じて実質的に米国株式指数および金へ投資を行います。同投資信託証券への投資を通じて中長期的な信託財産の成長を目指します。

# 米国株式自動配分戦略ファンド(愛称:ゴールデン・ロード)

## Ⅰ ファンドの特色①

1 米国株式指数<sup>※1</sup>および金<sup>※2</sup>を投資対象とする「米国株式自動配分戦略」により、信託財産の成長を目指します。

※ 1 S&P500指数先物

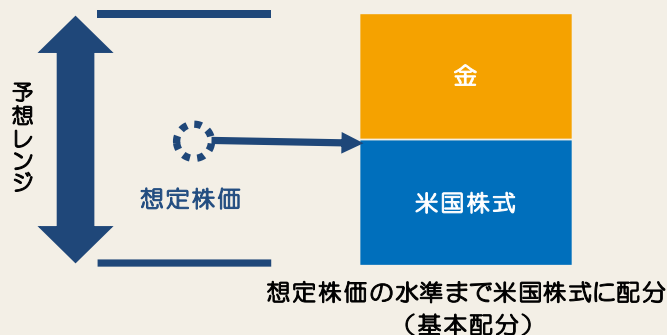
※ 2 主に金ETFの価格を参照

### ● 「米国株式自動配分戦略」とは

- ・ 米国株式の株価が想定より安い時には米国株式の保有比率を増やし、高い時には減らします。
- ・ 米国株式の保有比率を減らした部分（100%に満たない部分）は金で補完します。

### ＜「米国株式自動配分戦略」のイメージ図＞

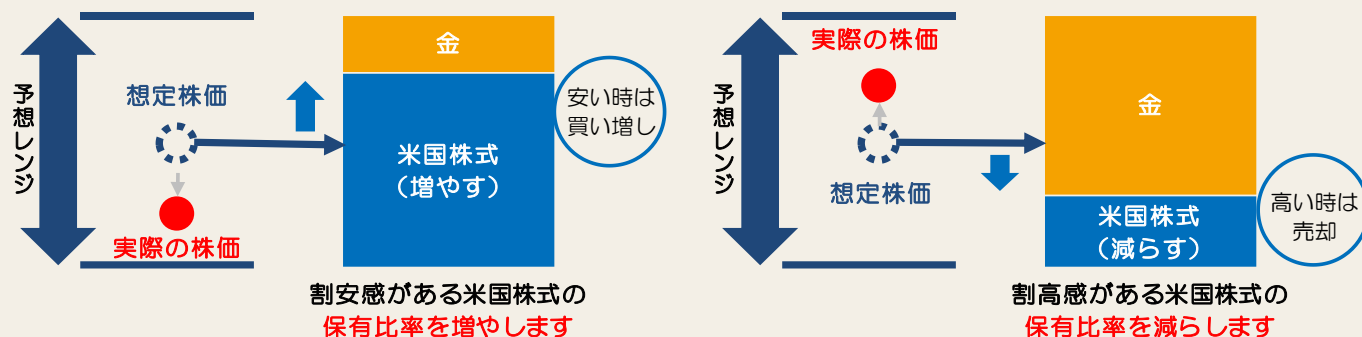
- ・ 過去1週間程度の米国株式の平均価格や市場の予想変動率などを基に、その日の株価の予想レンジと**想定株価**を算出します。
- ・ 予想レンジ内の想定株価の位置に基づいて米国株式と金の配分（基本配分）をあらかじめ算出します。



- ・ 想定株価に対する実際の株価の水準に応じて、米国株式と金の保有比率を調整します。

実際の株価が想定株価より**安い場合**

実際の株価が想定株価より**高い場合**



※ 予想レンジ内の想定株価の位置は市場動向に応じ変わります。

※ リバランスのタイミングの関係により保有比率の合計が100%を下回る場合もあります。

※ 上記は米国株式自動配分戦略のイメージをご紹介したものであり、当戦略の仕組み全てを網羅するものではありません。

### ● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・ 「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」を主要投資対象とします。原則として、「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」への投資比率を高位に保ちます。
- ・ 「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」においては、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国パークレイズ銀行）が提供する「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）を享受する担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）への投資および担保付スワップ取引<sup>※</sup>（米ドル建て）への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用を行います。

※ 担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくとも、相手方（主に金融機関）に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同様の投資効果を享受できる取引のことです。

### Ⅰ. パークレイズについて

パークレイズは、英国を本拠とし、世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する金融機関です。

### Ⅱ. パークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社パークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な事業は“コーポレート・アンド・インベストメント・バンク”および“コンシューマー・カード・アンド・ペイメント”により構成されます。

- ・ コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供しています。

- ・ コンシューマー・カード・アンド・ペイメント

独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

### Ⅲ. パークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付け

格付投資情報センター（R&I）：A+

※ 2026年2月末時点

※ 発行体格付けを使用

## 米国株式自動配分戦略ファンド(愛称:ゴールデン・ロード)

### Ⅰ ファンドの特色②

2 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産は、担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）および担保付スワップ取引（米ドル建て）における「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）部分です。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### Ⅰ 投資リスク

#### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金の価格は、金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。金の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ◆資産配分リスク

「米国株式自動配分戦略」内の資産配分が収益の源泉となる場合もありますが、配分比率が高い資産の価格が下落した場合等には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ◆信用リスク

当ファンドが投資信託証券を通じて投資する担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）または担保付スワップ取引（米ドル建て）は、債券発行体や取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該債券発行体や当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。

組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは投資信託証券を通じて、担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）への投資、または担保付スワップ取引（米ドル建て）を活用します。市場環境の急変や「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、当ファンドが投資信託証券を通じて投資する担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）の価格や担保付スワップ取引（米ドル建て）が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

#### 《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金を支払われると、その金額相対、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

# 米国株式自動配分戦略ファンド(愛称:ゴールデン・ロード)

## | お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 購入代金              | 販売会社が定める日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位<br>※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 換金価額              | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 換金代金              | 換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。<br>有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。                                                                                                                                                                     |
| 申込不可日             | ＜購入・換金の申込日もしくは申込日の翌営業日が以下の日に該当する場合＞<br>●ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日<br>●ニューヨーク証券取引所の休業日<br>●シカゴ・マーカントイル取引所（CME）における株式先物取引の休業日<br>●ニューヨーク商品取引所（COMEX）の休業日<br>●米国国債決済不可日（アーリー・クローズに該当する日を含む）                                                                                                       |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。<br>※ 受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                                                                               |
| 換金制限              | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 以下の事態※が発生したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。<br>※ 購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止（申込み・解約が一部受付となった場合を含みます。）ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき |
| 信託期間              | 無期限（設定日 2023年2月27日）                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 繰上償還              | ● 主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、繰上償還となります。<br>● 次のいずれかの場合には、繰上償還させることがあります。<br>・ 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・ やむを得ない事情が発生したとき                                                                                                                  |
| 決算日               | 原則、2月24日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 収益分配              | 毎決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                                      |
| 信託金の限度額           | 1兆円                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 公告                | 委託会社のホームページ（ <a href="https://www.sompo-am.co.jp/">https://www.sompo-am.co.jp/</a> ）に掲載します。                                                                                                                                                                                             |
| 運用報告書             | 原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。                                                                                                                                                                                                                              |
| 課税関係              | ● 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。                                                                                       |

米国株式自動配分戦略ファンド(愛称:ゴールデン・ロード)

ファンドの費用

|                             |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 投資者が直接的に負担する費用              |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |
| 購入時手数料                      |                                                                                                                                                                                                                                 | 購入価額に <b>3.3%（税抜3.0%）を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価になります。<br>※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                             |                                         |
| 信託財産留保額                     |                                                                                                                                                                                                                                 | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                   |                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用         |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |
| 運用管理費用<br>（信託報酬）            | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.133%（税抜1.03%）</b> を乗じた額です。<br>運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |
|                             | 支払先                                                                                                                                                                                                                             | 配分（税抜）                                                                                                                                                                                                                                                   | 対価として提供する役務の内容                          |
|                             | 委託会社                                                                                                                                                                                                                            | 年率0.35%                                                                                                                                                                                                                                                  | ファンドの運用の対価                              |
|                             | 販売会社                                                                                                                                                                                                                            | 年率0.65%                                                                                                                                                                                                                                                  | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
|                             | 受託会社                                                                                                                                                                                                                            | 年率0.03%                                                                                                                                                                                                                                                  | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |
| 投資対象とする<br>投資信託証券<br>の信託報酬等 | <b>年率0.154%（税抜0.14%）</b><br>投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等です。<br>※ 上記のほか、「米国株式自動配分戦略」が内包する資産の取引コストおよびリバランスコスト、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。<br>※ 上記は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |
|                             | 実質的な<br>運用管理費用<br>（信託報酬）                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |
| 実質的な<br>運用管理費用<br>（信託報酬）    |                                                                                                                                                                                                                                 | ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.287%（税込・年率）程度</b> となります。<br>※ ファンドの運用管理費用（信託報酬）年率1.133%（税抜1.03%）に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等（年率0.154%）を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。                                                                      |                                         |
| その他の費用・<br>手数料              |                                                                                                                                                                                                                                 | 以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"><li>監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li><li>有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li><li>外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li><li>信託財産に関する租税 等</li></ul> ※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |                                         |

● 当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目       | 税金                                           |
|------------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時<br>及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※ 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

| 販売会社名                                 | 区分       | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融<br>商品取引業協会 | 備考 |
|---------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|----|
| 八十二証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第21号   | ○       | ○                 |                         |                            |    |
| あかつき証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                 |                         |                            |    |
| 長野証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第125号  | ○       | ○                 |                         |                            |    |
| 日産証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号  | ○       |                   | ○                       | ○                          |    |
| 楽天証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                 | ○                       | ○                          |    |
| めぶき証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1771号 | ○       |                   |                         |                            |    |
| 岡地証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第5号    | ○       | ○                 |                         |                            |    |
| 木村証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第6号    | ○       |                   |                         |                            |    |
| 百五証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号  | ○       |                   |                         |                            |    |
| ひろぎん証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                   |                         |                            |    |
| 香川証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第3号    | ○       |                   |                         |                            |    |
| 株式会社八十二長野銀行<br>(委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第49号   | ○       |                   | ○                       |                            |    |

＜備考欄の表示について＞

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

＜ご留意事項＞

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

## ●委託会社・その他の関係法人

|      |                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | <p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>SOMPOアセットマネジメント株式会社</p> <p>金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号）</p> <p>加入協会 一般社団法人資産運用業協会</p> <p>ホームページ： <a href="https://www.sompo-am.co.jp/">https://www.sompo-am.co.jp/</a></p> <p>電話番号： 0120-69-5432 ●リテール営業部</p> |
| 受託会社 | <p>ファンドの財産の保管及び管理を行います。</p> <p>野村信託銀行株式会社</p>                                                                                                                                                                                         |
| 販売会社 | <p>受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。</p>                                                                                                                                                            |

### 当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。